

国立大学法人京都大学教職員退職手当規程及び国立大学法人京都大学役員退職手当規程新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員退職手当規程 (平成16年第89号)</p> <p>(前略) (適用範囲)</p> <p>第2条 この規程による退職手当は、教職員が退職し、又は解雇された場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には退職手当は支給しない。</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(中略) (退職手当の額)</p> <p>第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第7条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。</p> <p>(自己都合退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職し又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、退職又は解雇の日におけるその者の俸給月額(以下「退職日俸給月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p> <p>(1)~(8)</p> <p>(9) <u>国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程(平成26年達示第56号。以下「年俸制教員給与規程」という。)</u>第1条の規定により給与を年俸とする教員(以下「年俸制教員」という。)のうち、<u>第8条、第9条及び第10条の規定並びに国立大学法人京都大学役員退職手当規程(平成16年達示第88号。以下「役員退職手当規程」という。)</u>第4条から第7条までの規定を準用した場合において、<u>退職手当の算定の基礎となる勤続期間(年俸制教員給与規程の適用を受けていた期間及び第8条第5項に規定する法人等に使用される者又は第9条第1項に規定する国家公務員等としての在職期間において年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けていた期間を除く。)</u>がない場合</p> <p>(退職手当の額)</p> <p>第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第7条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。<u>ただし、退職した日において年俸制教員である者のうち、退職をした日における年俸制教員として年俸制教員給与規程の適用を受けることとなった日(第8条第5項に規定する法人等に使用される者又は第9条第1項に規定する国家公務員等として年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けていた者が、引き続き本学の年俸制教員となった場合は、当該年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けることとなった日。以下「年俸制教員移行日」という。)の前日において役員等であった者は、年俸制教員移行日の前日を退職の日とみなして、実際に退職をした日における役員退職手当規程の規定を準用して算出した額とする。</u></p> <p>(年俸制教員退職者及び自己都合等退職者の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職し又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、退職又は解雇の日におけるその者の俸給月額(年俸制教員にあっては、年俸制教員移行日前日の俸給月額)(以下「退職日俸給月額」という。)</p>

改正前	改正後
<p>掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病又は死亡によらず、かつ、国立大学法人京都大学教職員早期退職規程(平成22年達示第23号。以下「早期退職規程」という。)第5条第1項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(就業規則第48条第5号の規定により懲戒解雇された者を含む。以下「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)・(2) } (略)</p> <p>2・3 } (25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(5) } (略)</p> <p>2・3 } (俸給月額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の減額改定(俸給月額の改定をする規程が制定され、又はこれに準ずる細則等が定められた場合において、当該規程又は細則等による改定により当該改定前に受けていた俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の俸給月額(教職員給与規程の指定職俸給表の適用を受けていた者については、総長が別に定める額)のうち最も多いもの(以下「特定減額前俸給月額」という。)が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条</p>	<p>に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(6) (同左)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、<u>この規程により退職手当を支給する63歳年度末日までに年俸制教員となった年俸制教員</u>(以下「年俸制教員退職者」という。)及び傷病又は死亡によらず、かつ、国立大学法人京都大学教職員早期退職規程(平成22年達示第23号。以下「早期退職規程」という。)第5条第1項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(就業規則第48条第5号の規定により懲戒解雇された者を含み63歳年度末日までに年俸制教員となった年俸制教員を除く。以下「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者(年俸制教員退職者を除く。)であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)・(2) } (同左)</p> <p>2・3 } (25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 次に掲げる者(年俸制教員退職者を除く。)に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(5) } (同左)</p> <p>2・3 } (俸給月額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の2 (同左)</p>

改正前	改正後
<p>の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる期間に該当するもの(当該期間中にこの規程による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第8条第6項の規定により教職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により退職手当の全部を支給しないこととされたことにより退職手当の支給を受けなかったことがある場合における当該退職手当に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日又はその翌日に教職員、第8条第5項に規定する法人等に使用される者、第9条第1項に規定する国家公務員等又は役員等となったときは、当該退職の日以前の期間)を除く。)をいう。</p> <p>(1)~(6) (略) (中略) (退職手当の調整額)</p> <p>第7条の4 } (1)~(11) } (略) 2・3 } 4 } (略)</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 退職した者(第8条の3第1項の規定に該当するもの(役員等から引き続き教職員となった場合を除く。)を除く。次号及び第3号において同じ。)のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第9号まで又は第11号に掲げる教職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第10号に掲げる教職員の区分にあっては0として、同項の規定を適用して計算した額</p> <p>(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの</p>	<p>(1) その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし(年俸制教職員退職者<del>にあっては、同日にその者の都合により退職したものとし</del>)、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p> <p>(2) (同左)</p> <p>2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる期間に該当するもの(当該期間中にこの規程による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間、第8条第6項の規定により教職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により退職手当の全部を支給しないこととされたことにより退職手当の支給を受けなかったことがある場合における当該退職手当に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日又はその翌日に教職員、第8条第5項に規定する法人等に使用される者、第9条第1項に規定する国家公務員等又は役員等となったときは、当該退職の日前の期間)、<u>年俸制教職員給与規程の適用を受けていた期間及び第8条第5項に規定する法人等に使用される者又は第9条第1項に規定する国家公務員等としての在職期間において年俸制教職員給与規程に相当する規程等の適用を受けていた期間を除く。</u>)をいう。</p> <p>(1)~(6) (同左)</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第7条の4 } (1)~(11) } (同左) 2・3 } 4 } (同左)</p> <p>(1) 退職した者(第8条の3第1項の規定に該当するもの(役員等から引き続き教職員となった場合を除く。)を除く。次号及び第3号において同じ。)のうち<u>年俸制教職員退職者及び自己都合等退職者</u>以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第9号まで又は第11号に掲げる教職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第10号に掲げる教職員の区分にあっては0として、同項の規定を適用して計算した額</p> <p>(2) 退職した者のうち<u>年俸制教職員退職者及び自己都合等退職者</u>以外のものでその勤続期間が1年</p>

改正前	改正後																		
<p>前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0</p> <p>(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(5) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0</p> <p>5 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員としての引き続いた在職期間による。</p>	<p>以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 退職した者のうち年俸制教員退職者及び自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0</p> <p>(4) 年俸制教員退職者及び自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(5) 年俸制教員退職者及び自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0</p> <p>5 (同左)</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員としての引き続いた在職期間による。<u>ただし、年俸制教員給与規程の適用を受けていた期間及び第5項に規定する法人等に使用される者又は第9条第1項に規定する国家公務員等としての在職期間において年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けていた在職期間は、その者の教職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</u></p>																		
<p>2～7 (略)</p> <p>(63歳年度末日の翌日以後の退職者に係る特例)</p> <p>第8条の2 63歳年度末日の翌日以後に退職し、又は解雇された教職員(教員就業特例規則第8条又は次条の規定に該当するものを除く。)に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>2～7 (同左)</p> <p>(63歳年度末日の翌日以後の退職者に係る特例)</p> <p>第8条の2 63歳年度末日の翌日以後に退職し、又は解雇された教職員(教員就業特例規則第8条又は次条の規定に該当するもの及び63歳年度末日において年俸制教員給与規程の適用を受ける者を除く。)に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="137 1397 272 1473">読み替える規定</th> <th data-bbox="272 1397 483 1473">読み替えられる字句</th> <th data-bbox="483 1397 788 1473">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="137 1473 272 1921">第3条第1項</td> <td data-bbox="272 1473 483 1921">退職し又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、退職又は解雇の日におけるその者の俸給月額(</td> <td data-bbox="483 1473 788 1921">63歳年度末日におけるその者の俸給月額(63歳年度末日の翌日以後に降格した者にとっては、その者の退職若しくは解雇の日における俸給月額又は63歳年度末日における俸給月額のいずれか少ない額。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="137 1921 788 1962">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第3条第1項	退職し又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、退職又は解雇の日におけるその者の俸給月額(	63歳年度末日におけるその者の俸給月額(63歳年度末日の翌日以後に降格した者にとっては、その者の退職若しくは解雇の日における俸給月額又は63歳年度末日における俸給月額のいずれか少ない額。	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="836 1397 971 1473">読み替える規定</th> <th data-bbox="971 1397 1182 1473">読み替えられる字句</th> <th data-bbox="1182 1397 1487 1473">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="836 1473 971 1921">第3条第1項</td> <td data-bbox="971 1473 1182 1921">退職し又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、退職又は解雇の日におけるその者の俸給月額(年俸制教員にあっては、<u>年俸制教員移行日前日の俸給月額</u>)(</td> <td data-bbox="1182 1473 1487 1921">(同左)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="836 1921 1487 1962">(同左)</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第3条第1項	退職し又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、退職又は解雇の日におけるその者の俸給月額(年俸制教員にあっては、 <u>年俸制教員移行日前日の俸給月額</u> )(	(同左)	(同左)		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																	
第3条第1項	退職し又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、退職又は解雇の日におけるその者の俸給月額(	63歳年度末日におけるその者の俸給月額(63歳年度末日の翌日以後に降格した者にとっては、その者の退職若しくは解雇の日における俸給月額又は63歳年度末日における俸給月額のいずれか少ない額。																	
(略)																			
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																	
第3条第1項	退職し又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、退職又は解雇の日におけるその者の俸給月額(年俸制教員にあっては、 <u>年俸制教員移行日前日の俸給月額</u> )(	(同左)																	
(同左)																			
<p>第8条の3 役員等若しくは法人等に使用される者が63歳年度末日の翌日以後に引き続き教職員となり、又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員が63歳年度末日の翌日以後に次条第1項若しくは第2項</p>	<p>第8条の3 役員等若しくは法人等に使用される者が63歳年度末日の翌日以後に引き続き教職員となり、又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員が63歳年度末日の翌日以後に次条第1項若しくは第2項</p>																		

改正前

の規定に該当して引き続き教職員となった場合(当該法人等、国若しくは同条第1項に規定する特定独立行政法人から国立大学法人京都大学役員退職手当規程(平成16年達示第88号)による退職手当、これに相当する給与若しくはこの規程による退職手当に相当する給与の支給を受けている場合又は次項の規定に該当する場合を除く。)におけるその者に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1項	退職し又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、退職又は解雇の日におけるその者の俸給月額(	法人等、国若しくは第9条第1項に規定する特定独立行政法人の退職の日におけるその者の俸給月額(第8条の3第1項の規定に該当する教職員となった日(以下第8条(第2項を除く。)までにおいて単に「教職員となった日」という。)以後に降格した者(役員等から引き続き教職員となった者を除く。)にあってはその者の退職若しくは解雇の日における俸給月額又は法人等、国若しくは第9条第1項に規定する特定独立行政法人の退職の日における俸給月額のいずれか少ない額とし、役員等から引き続き教職員となった者にあっては当該役員等の退職の日におけるその者の俸給月額とする。
(略)		
第7条の4第4項第4号及び第5号	自己都合等退職者	退職した者(役員等から引き続き教職員となった場合にあっては、自己都合等退職者)
(略)		

2 法人等に使用される者(その者の職に係る平成16年3月31日における定年年齢が満63歳である法人等に使用されるものに限る。)が63歳年度末日の翌日以後に引き続き教職員となり、又は国家

改正後

の規定に該当して引き続き教職員となった場合(当該法人等、国若しくは同条第1項に規定する特定独立行政法人から役員退職手当規程による退職手当、これに相当する給与若しくはこの規程による退職手当に相当する給与の支給を受けている場合、63歳年度末日において法人等に使用される者又は次条第1項に規定する国家公務員等として年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けている場合及び次項の規定に該当する場合を除く。)におけるその者に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1項	退職し又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、退職又は解雇の日におけるその者の俸給月額(年俸制教員にあっては、 <u>年俸制教員移行日前日の俸給月額</u> )(	(同左)
(同左)		
第7条の4第4項第4号及び第5号	年俸制教員退職者及び自己都合等退職者	退職した者(役員等から引き続き教職員となった場合にあっては、 <u>年俸制教員退職者及び自己都合等退職者</u> )
(同左)		

2 法人等に使用される者(その者の職に係る平成16年3月31日における定年年齢が満63歳である法人等に使用されるものに限る。)が63歳年度末日の翌日以後に引き続き教職員となり、又は国家

改正前

公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員が63歳年度末日以後に定年により退職し、その翌日に次条第1項若しくは第2項の規定に該当して引き続き教職員となった場合（当該法人等、国又は同条第1項に規定する特定独立行政法人からこの規程による退職手当に相当する給与の支給を受けている場合を除く。）におけるその者に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1項	退職し又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、退職又は解雇の日におけるその者の俸給月額（	63歳年度末日（国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員から引き続き教職員となった者にあつては、国又は第9条第1項に規定する特定独立行政法人の退職の日。以下「63歳年度末日等」という。）におけるその者の俸給月額（63歳年度末日等の翌日以後に降格した者にあつては、その者の退職若しくは解雇の日における俸給月額又は63歳年度末日等における俸給月額のいずれか少ない額。
（略）		
（中略）		

（役員等が引き続いて教職員となった場合の在職期間の計算）

第10条 第8条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、役員等が引き続いて教職員となった場合におけるその者の役員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、退職により国立大学法人京都大学役員退職手当規程（平成16年達示第88号）による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の教職員としての引き続いた在職期間には含まない。

（中略）  
（退職手当の支払の差止め）

改正後

公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員が63歳年度末日以後に定年により退職し、その翌日に次条第1項若しくは第2項の規定に該当して引き続き教職員となった場合（当該法人等、国又は同条第1項に規定する特定独立行政法人からこの規程による退職手当に相当する給与の支給を受けている場合及び63歳年度末日において法人等に使用される者又は次条第1項に規定する国家公務員等として年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けている場合を除く。）におけるその者に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1項	退職し又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、退職又は解雇の日におけるその者の俸給月額（ <u>年俸制教員にあつては、年俸制教員移行日前日の俸給月額</u> ）（	（同左）
（同左）		

（役員等が引き続いて教職員となった場合の在職期間の計算）

第10条 第8条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、役員等が引き続いて教職員となった場合におけるその者の役員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、年俸制教員給与規程の適用を受けていた在職期間、法人等に使用される者又は国家公務員等としての在職期間において年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けていた在職期間及び退職により役員退職手当規程による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の教職員としての引き続いた在職期間には含まない。

（退職手当の支払の差止め）

改正前	改正後
<p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払の差止めを行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 退職をした者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下この条及び第17条において同じ。)中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。</p> <p>2～7 (略) (後略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学役員退職手当規程 (平成16年第88号)</p> <p>(前略) (役員と国家公務員との間における退職手当の特例)</p> <p>第6条 } (略) 2</p> <p>3 国家公務員が、国の機関の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の役員として引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。</p> <p>4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き国家公務員となった場合、又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続き国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。</p> <p>5 (略) (役員と教職員との間における退職手当の特例)</p> <p>第7条 役員が、引き続き教職員(国立大学法人京都大学教職員退職手当規程(平成16年達示第89号。以下「教職員退職手当規程」という。))第1条に規定する教職員又は同規程第8条第5項各号に掲げる国立大学法人等に使用される者をいう。以下この項及び次項において同じ。)となった場合において、その者の役員としての勤続期間が当該教職員に対する退職手当に関する規定により当該教職員としての勤続期間に通算されることと定められて</p>	<p>第13条 } (同左)</p> <p>(1) } (2) 退職をした者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間(ただし、<u>年俸制教員給与規程の適用を受けていた期間及び法人等に使用される者又は国家公務員等としての在職期間において年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けていた期間を含む。</u>)をいう。以下この条及び第17条において同じ。)中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。</p> <p>2～7 (同左)</p> <p>(役員と国家公務員との間における退職手当の特例)</p> <p>第6条 } (同左) 2</p> <p>3 国家公務員が、国の機関の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の役員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。</p> <p>4 <u>第1項及び前項の規定による場合において、国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程(平成26年達示第56号。以下「年俸制教員給与規程」という。)に相当する規程等の適用を受けていた在職期間は、その者の役員としての引き続きいた在職期間には含まない。</u></p> <p>5 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き国家公務員となった場合、又は第3項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続き国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。</p> <p>6 (同左) (役員と教職員との間における退職手当の特例)</p> <p>第7条 役員が、引き続き教職員(国立大学法人京都大学教職員退職手当規程(平成16年達示第89号。以下「教職員退職手当規程」という。))第1条に規定する教職員又は同規程第8条第5項各号に掲げる国立大学法人等に使用される者をいう。以下この項及び次項において同じ。)となった場合において、<u>年俸制教員給与規程の適用を受けることとなる</u>とき、<u>教職員退職手当規程第8条第5項に規定する法人等に使用される者若しくは同規程第9条第</u></p>

改正前	改正後
<p>いるときは、この規程による退職手当は支給しない。</p> <p>2 教職員（教職員退職手当規程第2条第8号の規定に該当するものを除く。）が、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員として引き続いた在職期間には、その者の教職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、退職により教職員退職手当規程による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の役員として引き続いた在職期間には含まない。</p> <p>3～5 （略）</p>	<p><u>1項に規定する国家公務員等としての在職期間において年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けることとなるとき及びその者の役員としての勤続期間が当該教職員に対する退職手当に関する規定により当該教職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。</u></p> <p>2 教職員（教職員退職手当規程第2条第8号の規定に該当するものを除く。）が、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員として引き続いた在職期間には、その者の教職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、<u>年俸制教員給与規程の適用を受けていた期間、教職員退職手当規程第8条第5項に規定する法人等に使用される者又は同規程第9条第1項に規定する国家公務員等としての在職期間において年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けていた在職期間及び退職により教職員退職手当規程による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の役員として引き続いた在職期間には含まない。</u></p> <p>3～5 （同左）</p> <p>附 則 この規程は平成27年3月1日から施行する。</p>